

改正

平成27年3月18日告示第6号

串間市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（以下「軽度・中等度難聴児」という。）に対して、補聴器の購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、コミュニケーション能力の向上等を図り、もって軽度・中等度難聴児の健全な発達を支援することを目的とする。

(対象児)

第2条 助成金の支給対象児は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 軽度・中等度難聴児の保護者が串間市内に住所を有していること。
- (2) 18歳以下であること（18歳に達する日以降、最初の3月31日までにある者）。
- (3) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障害に関して身体障害者手帳の交付の対象とならないこと（ただし、医師が必要と認める場合は30デシベル未満も対象とする。）。
- (4) 他の法令等に基づき補聴器購入の助成等を受けていないこと。
- (5) 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると宮崎大学医学部附属病院難聴支援センターの医師から判断されていること。

2 前項に規定する者が、身体障害者手帳の交付対象となる可能性のある場合には、あらかじめ身体障害者手帳の交付手続を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、保護者若しくはその配偶者又は扶養義務者の所得が特別児童扶養手当の所得制限限度額以上の場合は助成を行わないものとする。

(助成額)

第3条 助成額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 別表中第1号に定める1台あたりの基準価格の100分の104.8に相当する額又は補聴器の購入に要した費用のいずれか低い額の3分の2
- (2) 別表中第2号に定める基準価格の100分の104.8に相当する額又は補聴器の修理に要した費用のいずれか低い額の3分の2
- (3) 生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯に対する前2号の助成にあつては、前号の規定

定にかかわらず、第1号及び前号中「3分の2」とあるのは「10分の10」と読み替えるものとする。

(支給台数)

第4条 補聴器は装用効果の高い側の片耳分への支給を原則とする。ただし、第2条第1項第5号の規定に基づき、医師が言語の発達や教育上等、特に必要と認めた場合は、両耳分として2台支給できるものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を希望する支給対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 宮崎大学医学部附属病院難聴支援センターの医師が、軽度・中等度難聴児の聴力の検査を実施した上で交付した意見書
- (2) 前号の意見書の処方に基づき補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(所得審査)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請者の所得状況を調査し、第2条第3項の規定に該当しないことを確認するものとする。ただし、助成金の交付を希望する軽度・中等度難聴児に配偶者や扶養義務者がいる場合は、それらの者についても申請者と同様に所得状況を調査するものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、交付申請の内容を審査し、交付又は却下の決定をするものとする。

2 市長は、助成金の交付決定をした場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定通知書（別記様式第2号）を申請者に、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定のお知らせ（別記様式第3号）を補聴器販売業者へ交付し、却下することを決定した場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付申請却下通知書（別記様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 第1項の規定により交付決定を受けた者には、併せて軽度・中等度難聴児補聴器給付券（別記様式第5号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

(補聴器の購入等)

第8条 申請者は、交付決定後速やかに、交付決定通知書に記載された補聴器販売業者から、補聴器の購入等を行うものとする。

(費用の請求)

第9条 補聴器の購入等を行った申請者（代理受領にあつては納入を行った業者）は、補聴器の購入費等から申請者の自己負担額を控除した額を、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金請求書（別記様式第6号）に領収書及び給付券（代理受領の場合は給付券のみ）を添付のうえ市長へ請求するものとする。

2 市長は前項の規定による請求があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときはその請求額を支払うものとする。

(補聴器の管理)

第10条 本事業により購入費等の助成を受けた者は、補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

2 市長は申請者が前項の規定に違反したと認める場合には、当該助成に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第11条 市長は、補聴器の交付の状況を明確にするため、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成台帳（別記様式第7号）を整備するものとする。

(補聴器更新の特例)

第12条 別表中第1号に定める耐用年数を経過する前に、本事業により購入費等の助成を受けた者の責任によらない災害等の事情により補聴器が毀損した場合は、市長は新たに必要と認める補聴器の購入費等の一部を助成できるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年3月18日告示第6号）

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第3条、第12条関係）

(1) 購入及び更新基準

補聴器の種類	1台当たりの基準価格（円）	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200	①補聴器本体（電池を含む。） ②イヤーマールド （注）イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。	原則として 5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900		
高度難聴用ポケット型	43,200		
高度難聴用耳かけ型	52,900		
重度難聴用ポケット型	64,800		
重度難聴用耳かけ型	76,300		
耳あな型（レディメイド）	96,000		
耳あな型（オーダーメイド）	137,000	補聴器本体（電池を含む。）	
骨導式ポケット型	70,100	①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200	①補聴器本体（電池を含む） ②平面レンズ （注）平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	
F M型補聴器の場合は、基準額に右のものを追加できる		①F M型受信機80,000円 ②ワイヤレスマイク98,000円 ③オーディオチューン5,000円 ※ワイヤレスマイクは1台のみ	
知事が必要と認める特例補装具	知事が必要と認める額（注）	知事が必要と認めるもの	

注：特例補装具に係る助成を行う場合は、事前に県と協議を行うものとする。

(2) 修理基準

修理部位	基準価格 (円)	備考
------	-------------	----

耳あな型シェル交換（レディメイド）	6,300	
耳あな型シェル交換（オーダーメイド）	26,400	
耳あな型スイッチ交換	3,150	
耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド）	8,400	
耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド）	12,700	
耳あな型極板交換	1,050	
耳あな型ボリューム交換（レディメイド）	8,400	
耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド）	11,600	
耳あな型マイクロホン交換（レディメイド）	13,500	
耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド）	15,950	
耳あな型レシーバー交換（レディメイド）	14,200	
耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド）	20,000	
耳あな型抵抗交換（レディメイド）	2,100	
耳あな型抵抗交換（オーダーメイド）	8,900	
耳あな型コンデンサ交換（レディメイド）	2,100	
耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド）	8,900	
耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド）	1,050	
耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド）	1,550	
耳あな型トリマー交換（レディメイド）	6,300	
耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）	9,500	
耳あな型サスペンション交換	890	
耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	31,700	
耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	42,200	
耳かけ型ケース組立交換	2,500	
耳かけ型スイッチ交換	3,000	
耳かけ型テレホンコイル交換	2,550	
耳かけ型極板交換	980	
耳かけ型ボリューム交換	4,300	
耳かけ型マイクロホン交換	8,920	

耳かけ型レシーバー交換	8,900	
耳かけ型トリマー交換	1,900	
耳かけ型フック交換	410	
耳かけ型電池ホルダー交換	1,000	
耳かけ型耳栓組立交換	400	
耳かけ型サスペンション交換	640	
耳かけ型アンプ組立交換	20,200	
重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150	
重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300	
重度難聴用イヤホン交換	4,700	
重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000	
重度難聴用コード交換	1,200	
重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	36,700	
眼鏡型ケース組立交換	9,400	
眼鏡型スイッチ交換	3,450	
眼鏡型テレホンコイル交換	3,300	
眼鏡型極板交換	1,400	
眼鏡型ボリューム交換	3,900	
眼鏡型マイクロホン交換	13,900	
眼鏡型骨導子交換	16,400	
眼鏡型アンプ組立交換	23,100	
眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	35,200	
眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	54,700	
眼鏡型ブラנק（空つる）交換	4,350	
眼鏡型テンプル（補助つる）交換	3,100	
眼鏡型フロント（前枠）交換	9,500	
眼鏡型平面レンズ交換	3,600	
ポケット型ケース組立交換	5,400	

ポケット型クリップ交換	1,200	
ポケット型スイッチ交換	3,500	
ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
ポケット型極板交換	1,350	
ポケット型ボリューム交換	3,050	
ポケット型マイクロホン交換	5,400	
骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500	
骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150	
ダンパー入り耳かけ型フック交換	640	
F M型受信機交換	80,000	
F M型操作用基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの
F M型用ワイヤレスマイク交換（充電電池を含む。）	98,000	
F M型トリマー基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの
F M型アンプ組立交換（受信用）	48,000	旧周波数帯用のもの
F M型受信回路組立交換	46,000	
F M型アンテナ交換	5,000	旧周波数帯用のもの
F M型水晶振動子交換	6,000	旧周波数帯用のもの
F M型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000	旧周波数帯用のもの
F M型用ワイヤレスマイク I D 基板組立交換	14,000	旧周波数帯用のもの
F M型受信機ケース（端子）交換	5,000	
F M型受信機スイッチ交換	4,000	
F M型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000	
F M型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000	
F M型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000	
F M型用ワイヤレスマイク充電電池交換	5,000	
F M型用ワイヤレスマイク充電用 A C アダプタ交換	3,500	
F M型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000	
イヤモールド交換	9,000	
コンセント交換	830	

I C回路交換	4,550	
イヤホン交換	3,170	
コード交換	680	
トランジスター又はダイオード交換	2,050	
抵抗交換	2,050	
コンデンサ交換	2,050	
トランス交換	1,900	
オーディオチューニング交換	5,000	

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第7条関係）

別記様式第3号（第7条関係）

別記様式第4号（第7条関係）

別記様式第5号（第7条関係）

別記様式第6号（第9条関係）

別記様式第7号（第11条関係）